

かいによ苑の民間利活用導入に向けた
対話（サウンディング）型市場調査実施要領

令和7年4月

富山県 砺波市

1 調査の目的

本市では、「かいによ苑」（旧金岡家住宅）の今後のあり方について基本方針を定めており、文化財活用の促進、公民連携の推進、施設維持管理の適正化などを進めることとしています。

本調査は、民間事業者との対話を通じ、かいによ苑の利活用の可能性や事業手法、事業スキーム等について意見や提案をいただき、公民連携による利活用の実現の可能性を確認することを目的としています。

本調査の結果は、かいによ苑の今後の運営方法の決定に向けた重要な参考資料とするものですが、本調査への参加実績が今後の事業者選定の評価対象となるものではありません。

2 対象とする施設の概要

(1) 対象施設

かいによ苑（砺波市登録ふるさと文化財 旧金岡家住宅）

(2) 施設概要

位 置	砺波市豊町一丁目2番10号	
完 成 年	明治4年（1871年）	
改 修 年	平成15年（2003年）	
建築面積	427.65 m ²	
延床面積	467.84 m ²	
敷地面積	2,977.42 m ²	
構 造	木造	
階 数	地上1階、一部2階	
施 設 等	主屋	451 m ² 、生涯学習施設
	納屋	69 m ² 、器具庫
	蔵	45 m ² 、倉庫
	付属棟	79 m ² 、事務所

3 調査の内容及び実施方法

(1) 調査の名称

かいによ苑民間利活用導入に向けた対話（サウンディング）型市場調査

(2) 調査対象者

本調査は、以下に該当する事業者を対象とします。

ア かいによ苑の利活用に関心を有する事業者

- イ 文化財の保存活用に関する知見を有する事業者
- ウ 公共施設の運営・管理に関心を有する事業者
- エ その他、本調査に関心のある事業者

(3) 調査内容

対話を通じて、以下の点について意見・提案をいただきます。

- ア 文化財活用の可能性
 - ・文化財としての適切な利活用方法
 - ・民間事業者による利活用の可能性
- イ 公民連携の手法
 - ・条件付き貸付・売却、PPP/PFI等の活用
- ウ 屋根の維持管理の方法
 - ・茅葺き屋根の維持管理の手法と費用負担
- エ 施設の管理運営の課題と対応策
 - ・運営主体のあり方、管理コストの削減策

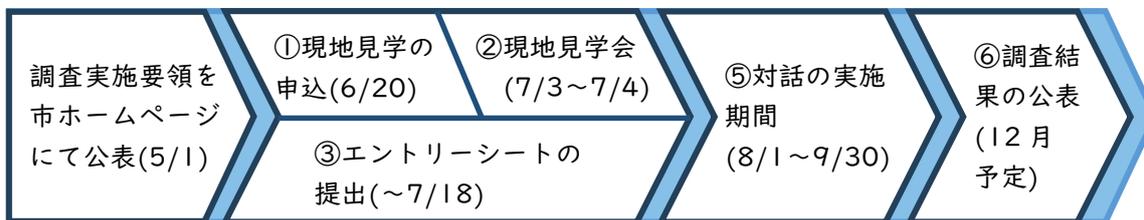
(4) 実施方法

対話は事前に提出いただくアンケートに基づき、個別に実施します。

- ア 対話形式：対面またはオンライン（Zoom）
- イ 所要時間：30分～1時間程度
- ウ 参加者：砺波市担当職員、応募事業者
- エ 提出資料：資料提出は求めませんが、説明用資料を持参する場合は3部ご準備ください。（資料の返却はいたしません）

4 調査スケジュール

(1) 調査の流れ



(2) 調査スケジュール

項目	日程
実施要領の公表	令和7年 5月 1日 (木)
現地見学会の申込期限【別紙1】(参加任意)	令和7年 6月 20日 (金) 午後5時
現地見学会 (参加任意)	令和7年 7月 3日 (木) ~7月 4日 (金)
エントリーシート提出期限【別紙2】	令和7年 7月 18日 (金) 午後5時
アンケート提出期限【別紙3】	令和7年 7月 18日 (金) 午後5時
対話(サウンディング)の実施期間	令和7年 8月 1日 (金) ~9月 30日 (火)
調査結果の公表	令和7年 12月 1日 (予定)

※現地見学会は参加任意。希望者は「現地見学会申込書」を提出。

5 申込方法

(1) エントリーシートの提出

本調査への参加を希望する場合は、「エントリーシート」に必要事項を記入のうえ、提出期限までに電子メールにて送付してください。

- ・送付先：shogaku@city.tonami.lg.jp
- ・件名：【事業者名】かいによ苑サウンディングエントリー

(2) アンケート票の提出

エントリーシートを提出した事業者には、市よりアンケート用紙を送付します。記入のうえ、提出期限までに電子メールにて送付してください。

- ・送付先：shogaku@city.tonami.lg.jp
- ・件名：【事業者名】かいによ苑サウンディングアンケート回答

6 調査結果の公表

対話実施後、概要を砺波市のホームページ等で公表します。公表にあたっては、事前に提案事業者へ内容確認を行います。なお、事業者名は公表しません。

7 留意事項

- (1) 今回の対話（サウンディング）への参加実績は、今後の事業者選定の評価対象にはなりません。
- (2) 対話における市及び参加事業者双方の発言は、あくまで意見交換のものであり、市との契約や約束を意味するものではありません。
- (3) 必要に応じて、追加対話（文書照会を含む。）をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。
- (4) 対話への参加費用は、全て参加事業者の負担とします。
- (5) 以下の条件に該当する場合は、参加を認めません。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続、または破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続がなされている場合
 - イ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合
 - ウ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する場合

8 問合せ先

担 当：砺波市教育委員会 生涯学習・スポーツ課（野原、安達）

所 在 地：〒939-1398 富山県砺波市栄町7番3号（砺波市役所東別館2階）

電 話：0763-33-1602

Eメール：shogaku@city.tonami.lg.jp